

議員の「なり手」

～次は

[現在の議論の状況]

令和5年9月に設置された議会活性化特別委員会では、議員の「なり手不足」への対策の視点から、下の4項目について議論を重ね、実現に取り組んでいます。

これらの4項目は「議会活性化検討会議」（議会だより6月号・12Pで紹介）の答申を踏まえたもので、現在の取り組み状況は下のようになっています。

	「活性化検討会議」の答申	議会活性化特別委員会の取り組み
町民との接点 (議会の見える化)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会ホームページの充実 ○ 議員の日常活動の報告の場をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Café de 議会（下記）を開催（継続の中で議会の見える化） ○ 議会ホームページの構想
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の維持が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・議員数を減らすことによって生じる弊害も認識 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員報酬を増額する場合には、定数を削減するべきかについて議論を継続
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増額を検討。特別職等報酬審議会での議論を求める <ul style="list-style-type: none"> ・並行して議員活動の見える化に取り組むことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員報酬の見直しについて、左記審議会での検討を依頼 ○ 議会として、議員報酬の見直しの必要性を住民に説明する
政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慎重に検討 <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬の動向を踏まえ再度議論 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申のとおり

“Café de 議会 with 福祉まつり”を開催

昨年10月15日（日）、福祉まつり実行委員会が主催する「福祉まつり」に合わせ、議会独自のイベントとして「Café de 議会 with 福祉まつり」を開催し、300人以上が来場しました。

役場庁舎4階の議場の開放の他、4階ロビーでは議会の仕組みや役割の紹介、「なり手不足対策」のための取り組みなどについてのパネル展示や意見交換を行い、来場者にご意見をいただきました。

議場には、多くの親子が見学に訪れ、議席や議長席に座ってみたり、場内モニターに映った自分の姿を見て楽しんでいました。

このイベントは、議会の「見える化」の取り組みのひとつで、今後も内容を充実させ、もっと議会の活動を知っていただけるよう継続していくと考えています。



不足対策に取り組みます。

「投票」ができる選挙に！～

[議員報酬の見直しに向けて]

議員報酬の低さは議員のなり手不足の大きな要因です。大津町でも増額が必要だと考えていますが、議員等の報酬の見直しについては「特別職報酬等審議会」の審議が必要であることからその実施を求めていところです。

また一方で、この内容については議会として町民の皆様にきちんと説明することが必要と考え、説明資料をお示ししたうえで、ご意見をいただけるようお願いしています。

説明資料の提示とご意見募集について

- パソコン・スマホなどご利用の方：右のQRコード、または町ホームページから、下のリンクをたどってご覧ください。
(町HPトップページ→「大津町議会」→「特集 議会活性化特別委員会」)
- 紙の資料が必要な方：本紙巻末のハガキで請求してください。(郵送)
※ 意見交換会の開催も予定しておりますが、まだ詳細が決まっていません。決定後に町のSNSや公式LINEでお知らせします。



問：議員のなり手不足解消のため、議員の報酬を増額することをどう思います？

選択肢	回答数
必要	16
効果があるなら増額すべき	41
わからない	25
効果があっても増額すべきない	2
効果はないと思う	1
無回答	3
計	88

Café de 議会with 福祉まつりアンケートより

志は高く、ハードルは低く

第1回 議員の仕事は？

次の大津町議会議員選挙まで約1年となりました。前回のような無投票選挙を繰り返さないよう、少しでも多くの方に「その気になってもらおう」ため、4回にわたり「もし立候補するなら、どんなことを知りたい？」にお応えするコラムを連載します。

第1回目の今回は「議員の仕事は？」です。

議員の仕事は大きく分けて、「①議会活動」「②議員活動」の公的なもの、「③その他の個人活動」に分けることができます。

①の議員活動は議員が議会の一員として行う中性的な仕事です（筆者の場合、令和5年は52日）。

②の議員活動は、議会活動を行うために必要な日常の活動や、議員として地域・町民から期待される役割です。この仕事量は人により大きく違いますが、それも議員という仕事の特性でもあります。

③の個人的活動は議会・議員の仕事とは切り離して考えるものです。

今後の掲載内容（予定）

- 第2回 選挙にはどのくらいお金がかかる？
- 第3回 立候補の手続きは大変？
- 第4回 選挙運動ってどうやるの？

①議会活動
○本会議、各委員会、全員協議会への出席、議員・委員派遣への参加など
○随時開催される会議等への参加
議会としての住民との対話
(懇談会・意見交換会等)
○研修会参加、視察の受入れなど

②議員活動
○議会活動に付随する活動
(議案の精読、一般質問・質疑・討論の準備、調査・研究等)
○議員としての住民との対話
(請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動)
○公的行事への出席など

③
・政党活動・選挙活動・後援会活動
・私人としての活動等